

景観法を知ろう！

平成16年に制定された景観法は、地域の景観まちづくりを支える法律です。法律が制定された頃、全国の地方公共団体で景観条例を策定する動きがありましたが、景観形成に向けた基本的な理念や条例による規制に関する法的根拠がない、といった問題を抱えていました。そこで、景観法では、景観形成に向けた5つの基本理念が定められており、これを根拠として地方公共団体の取り組みを後押しする各種制度の設計がなされています。

①景観法の基本理念（概要）

- 良好な景観は、現在及び将来にわたる国民共通の資産です。そのため、景観まちづくりは継続して取り組むことが必要です。
- 良好な景観は、自然や歴史、文化、人々の暮らしなどの調和により形成されており、景観まちづくりにあたっては、これらに配慮し、適正な土地の利用を行うことが必要です。
- 良好な景観は、地域の個性を反映しているものです。地域の人々の気持ちを汲みながら、地域の個性を活かした景観まちづくりが必要です。
- 良好な景観は、観光等の地域間交流の促進にも役立つものであるため、景観まちづくりは地域一体となった取り組みが必要です。
- 良好な景観は、すでにあるものにとどまりません。よい景観を守るだけでなく、よい景観を新たにつくり出すような景観まちづくりが必要です。

②景観計画が景観法による景観まちづくりの出発点

- 景観法には景観行政を進める主体として「景観行政団体」が定められています。都道府県・政令指定都市・中核市のほか、都道府県の同意を得たその他の市町村が景観行政団体となります。
- 景観行政団体になると、景観に関する総合計画である「景観計画」を策定できるようになります。
- 景観計画では、対象区域と景観まちづくりの方針、届出対象となる行為制限、景観形成上必要な基準を定めます。届け出た行為において、基準を超えた場合は勧告が出されます。また、景観計画の区域では、その他下記に掲載している景観法に基づきさまざまなツールが活用できるようになります。

◎景観法を活用した景観まちづくりのイメージ



景観行政団体が運用できるツール

景観計画

対象区域と景観まちづくりの方針、届出対象となる行為の制限、景観形成上必要な基準を定めます。届け出た行為において、基準を超えた場合は勧告や設計変更命令が出されます。

景観協定

地区住民等の全員合意により、景観に関する自主的なルールを定めるものです。建築物や緑のデザイン等ハード面のほか、清掃当番などのソフト面の規則についても定められます。

景観重要建造物・樹木・公共施設

地域の景観上重要な建築物や工作物、樹木、道路や河川などについて、所有者や管理者が適切に管理・対応するように事前に調整を行う仕組みです。

景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成に向けて、行政や住民、NPO団体等が協働で取り組むための組織です。複数の景観行政団体が広域的な景観形成に共同で取り組む際にも活用できます。

景観整備機構

地域で活動するNPO法人や公益法人を景観行政団体が指定します。住民主導の持続的な景観まちづくりの支援、景観重要建造物・樹木の管理、耕作放棄地の利用権の取得等を行うことができます。

景観地区

建築物の形態意匠（形や色彩等）のルールを定めるほか、高さや壁面の位置、敷地面積の制限などを定めます。工作物についてのルールも条例に定めることができます。